改正後

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿

（第　　号）

署名収集者　氏　　名

署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります（地方自治法第七十四条の四第二項）。

署名を行おうとする者が心身の故障等により署名することができない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うことができません（同法第七十四条第八項）。これに違反した場合には罰則の適用があります（同法第七十四条の四第三項）。

有効無効	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合 代筆者の住所	代筆をした場合 代筆者の生年月日	代筆をした場合 代筆者の氏名	備考

備考

〔一・二　略〕

三　署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。）ごとに作成するものとする。

四　〔略〕

五　〔略〕

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和何年何月何日

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿

（第　　号）

署名収集者　氏　　名

改正前

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿

（第　　号）

有効無効	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合（地方自治法第七十四条第八項及び第九項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、同法第七十四条の四の第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。） 代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	備考

備考

〔一・二　同上〕

〔新設〕

三　〔同上〕

四　〔同上〕

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和何年何月何日

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿

（第　　号）